

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 21 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 104 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 106 条の 3 第 2 項（免許証の返納等）並びに第 106 条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）及び第 39 条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第 30 条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：交通部運転免許試験課においては 1 日、警察署交通課においては 3 週
申 請 先：交通部運転免許試験課免許申請係、同課京都駅前運転免許更新センター申請係又は警察署交通課
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課免許申請係（電話 075-631-5181 内線 278）
備 考：